

(総 則)

第1条 北広島市及び北広島市上下水道事業が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、調査、監理、測量等に関する委託業務の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札の時間の厳守)

第2条 入札参加者は、定められた入札執行前に参集し、定刻に入札してください。入札指定時刻までに参集しない者は、入札の意思がないものとみなし参加を認めません。

(入札保証金等)

第3条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税等相当分を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

2 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

(入 札)

第4条 入札参加者は、入札書を作成し自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)してください。入札書を封書する必要はありません。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者を入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

第6条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

(無効入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)入札参加の資格がない者が行った入札
- (2)所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者が行った入札
- (3)所定日時までに所定の場所に到着しない入札
- (4)入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (5)入札金額を訂正した入札書による入札
- (6)一の入札者が同一事項に対して2通以上の入札を行ったとき。
- (7)他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行ったものの入札
- (8)入札価格を総額で入札すべきであることを示してあるときに単価で入札したとき又は単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したとき。
- (9)入札書の内容が確認できない入札
- (10)入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (11)同一事項に対して、次に掲げる資本関係又は人的関係がある者が行ったすべての入札
 - ア 親会社と子会社の関係にある場合(子会社又は子会社の一方が更生会社等である場合を除く。)
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の場合
 - ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(取締役及び監査役が他社の監査役を兼任している場合を除く。)
 - エ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法又は民事再生法に基づく管財人を現に兼ねている場合
 - オ アからエまでと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第4号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者が行った入札
- (13)その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第9条 開札は、公告又は通知に示す場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。

(再度の入札)

第10条 開札の結果、予定価格以下の入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、予定価格の事前公表を行う入札については、再度入札を行いません。

2 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加した者としてします。

3 再度入札の結果、落札に至らない場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第11条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札者としてします。ただし最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としてします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引けない理由があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。なお、くじ引きの辞退は認められません。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第12条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、契約担当者の指示に従い調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者としてします。

(落札者の取消し)

第13条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとしてします。

(1) 落札者が契約の締結を辞退したとき。

(2) 指定した期限内に契約を締結しないとき。

(3) 入札に際して不隠不正があったと認められるとき。

(4) 法令又は規則に違反する事項が生じたとき。

(契約の締結)

第14条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、入札執行後交付を受けた契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供してください。ただし、契約保証金が免除された場合は、この限りではありません。

(1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関に納付し、領収書の交付を受け、契約保証金提出書とともに提出してください。

(2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券(利付国債に限ります。)であるときは、有価証券納付書とともに提出してください。

(3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社、銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。

(4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結による場合は、その保険証券を提出してください。

(5) 契約保証金の免除が工事履行保証契約(履行ボンド)の締結による場合は、その保証証券を振出してください。

(6) 契約金額が印紙税法の適用となる場合、契約金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)に対応した印紙を貼付してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(入札取りやめ等)

第17条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第18条 入札参加者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前であれば、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中であれば、その旨を口頭により入札執行者に連絡すること。

3 前項より入札を辞退した者に対し、これを理由に以降の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(入札金額)

第19条 落札決定に当たっては、原則として入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(工事費内訳書の提出)

第20条 建設工事の入札参加者は、初度の入札書提出時、入札金額に対応した工事費内訳書(工事種別集計のわかるもの)を入札書とともに必ず提出しなければなりません。

(その他)

入札参加者は、必ず名札を着用してください。